

アスベスト対策に関する調査の勧告に伴う改善措置状況

(回答) の概要

〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成18年8月～18年11月
- 2 調査対象機関 内閣府、宮内庁、国家公安委員会(警察庁)、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

〔勧告日及び勧告先〕 平成19年12月11日 総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省

〔回答年月日〕 総務省 平成20年10月2日、文部科学省 平成20年9月29日、厚生労働省 平成20年10月8日、
国土交通省 平成20年10月7日、環境省 平成20年10月2日

〔行政評価・監視の背景事情等〕

- アスベスト(石綿)は、耐熱性、防音性等の特性を持っていることから建築材料や各種の工業製品等に幅広く使用されてきたが、吸入した場合、肺がん、中皮腫等の健康被害を生じるおそれあり。
- 平成17年7月、全国のアスベスト関連業者において、アスベストが原因とみられる死亡従業員数が公表され、アスベストを使用する工場の周辺住民にも死亡者が発生していることが明らかになったことから、アスベストによる健康被害が社会問題化。
- 国は、アスベスト問題の発生を受け、平成17年7月、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合(以下「関係閣僚会合」という。)を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」(平成17年7月29日関係閣僚会合。以下「当面の対応方針」という。)を取りまとめ、吹付けアスベスト使用実態調査等の実施による実態把握の強化等を図ることを決定。また、17年12月、「アスベスト問題にかかる総合対策」(平成17年12月27日関係閣僚会合。以下「総合対策」という。)を取りまとめ、今後の被害を未然に防止するため、既存施設におけるアスベストの除去、解体時等の飛散・ばく露防止、廃石綿等の適正処理等を進めることを決定。
- この調査は、アスベストによる健康被害の拡大の防止に資する観点から、アスベスト使用実態調査の実施状況、実態把握後のばく露防止対策等の実施状況、廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施。

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>1 使用実態調査の充実等</p> <p>(1) 使用実態調査における調査対象範囲の設定状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>総務省及び国土交通省は、使用実態調査において調査対象とされていない建築物及びアスベスト含有吹付け材があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 国土交通省は、床面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること。</p> <p>② 国土交通省は、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究を推進すること。また、総務省及び国土交通省は、その結果を踏まえ、飛散させるおそれがあることが明らかとなった場合は、相互に連携して、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 関係各省は、当面の対応方針に基づき、国の建築物(国土交通省)、地方公共団体施設(総務省)、学校施設等(文部科学省)、病院(厚生労働省)、社会福祉施設等(厚生労働省)、民間建築物(国土交通省)を対象として、平成17年7月から11月にかけて、都道府県等を通じてアスベスト使用実態調査を実施。</p> <p>○ 調査対象建築物の面積、施工時期をみると、次のとおり、民間建築物については、その数が多いことなどから、おおむね床面積1,000㎡以上、平成元年までに施工された建築物に限定。</p> <p>民間建築物調査の対象となった建築物数は約25万棟であるが、1,000㎡未満の小規模な民間建築物を含めると約200万棟(木造を除く民間の非住宅建築物及び共同住宅数)の民間建築物があると推定。</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>→①② i) 延べ面積1,000㎡未満の民間建築物についての的確かつ効率的な把握方法(対象建築物のスクリーニング(ふるい分け)の方法及び簡便な判定方法の検討、調査マニュアルの作成等)、ii) 吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性についての検討(実際に吹付けバーミキュライト等が施行されている建築物における石綿濃度測定、分析結果を踏まえた施策展開の方向等)を実施すべく、平成20年度予算において所要の調査費を計上し、調査主体の公募手続に入る予定。</p> <p>なお、延べ面積1,000㎡未満の民間建築物のうち、吹付けアスベストが露出している可能性が高い用途、構造の建築物等については、上記の調査に先行して特定行政庁に対し実態調査を要請する予定。</p> <p>(総務省)</p> <p>→② 今後、国土交通省における吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究の結果を踏まえ、劣化に伴うアスベスト繊維の飛散によるばく露の危険性が明らかとなった場合は、国土交通省と相互に連携して、それらの使用状況の効果的な把握方法を検討。</p>

勧告要旨

関係省が講じた改善措置状況

区分	国、地方公共団体施設、学校、 病院、社会福祉施設	民間建築物
面積	指定なし	おおむね1,000㎡以上
施工時期	指定なし又は平成8年度以前	昭和31年～平成元年

- 当省が、1,000㎡未満の民間建築物42施設を調査したところ7施設において、また、平成3年に改修された施設においても、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の使用が判明。
- 調査対象アスベスト含有吹付け材の種類をみると、次のとおり、国の建築物、地方公共団体施設及び民間建築物については、劣化や損傷した場合にアスベストを飛散させる可能性についての知見が十分確立されていない2種類を除き調査を実施。

吹付け材の種類	学校、病院、社会福祉施設	国、地方公共団体施設、民間建築物
吹付アスベスト、アスベスト含有吹付ロックウール	調査対象	調査対象
吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト	調査対象	調査対象外

- 当省が、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトが調査されていない国の建築物、地方公共団体施設及び民間建築物の計239施設を調査した結果、30施設でこれらの吹付け材の使用が判明。

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>(2) 使用実態調査における調査対象建築物の選定状況</p> <p>国土交通省は、使用実態調査において調査対象建築物の選定が適切に行われていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県等が把握すべき特殊法人等の建築物の対象範囲を明示すること。また、分譲集合住宅を含めた民間建築物の把握の手がかり等を都道府県等に具体的に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。</p> <p>② 民間建築物調査において、その用途・種類を限定したことにより対象となる建築物が的確に把握されなかった具体的事例について、都道府県等に注意を喚起すること。</p> <p>③ 民間建築物調査において、施工時期等からみてアスベストが使用されている可能性が高い長期間未使用となっている民間建築物についても的確に把握している具体的事例について、都道府県等に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 国土交通省は、都道府県等に対して、独立行政法人や公益法人等の建築物も民間建築物調査の対象とするよう依頼しているが、当省が調査した40県市(15都道府県25市区)の中には、郵便局やN T T局舎を調査していない県市あり(郵便局17県市、N T T局舎6県市)。</p> <p>また、分譲集合住宅についても、40県市のうち3県市において、1,000㎡以上の床面積があるか関係書類で十分確認されていないため、調査対象から漏れているものあり。</p> <p>○ 当省が調査した15都道府県のうち1都道府県では、民間建築物調査について鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定して調査している市区がみられ、共同住宅、店舗、旅館・ホテル、事務所等他の民間建築物が未調査。</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>→① 都道府県建築行政担当者会議(平成19年12月19日開催)において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、平成19年12月14日付け国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室課長補佐、市街地建築課課長補佐連名事務連絡によりアスベスト対策に係る行政による是正指導等の状況及び補助制度活用の状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえて、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」(平成20年6月9日付け建築物防災対策室課長補佐、市街地建築課課長補佐連名事務連絡)により、i) 対象となる特殊法人等の建築物の範囲、ii) 対象となる分譲集合住宅の把握の方法について都道府県等に対して情報提供を実施。</p> <p>→②③ 都道府県建築行政担当者会議(平成19年12月19日開催)において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」(平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知)により、i) 調査対象の「例示」を調査対象の「限定」と解したことによる調査漏れの有無を確認し漏れがあれば直ちに調査を実施すること、ii) アスベストの使用可能性が高い長期間未使用の建築物を調査対象とすることを都道府県等に対し要請。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>(当該都道府県内の1,000㎡以上の民間建築物は約42,000施設で、このうち調査対象とされたものが約10,600施設)</p> <p>○ 当省が調査した15都道府県のうち1都道府県では、廃業し長期間未使用の遊戯施設において、アスベストの劣化・損傷による問題が顕在化しているが、所有者の所在が不明であり住民等の出入りもないことから当該施設を調査対象から除外。</p> <p>(3) 使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査においてアスベスト使用の有無が的確に把握されていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底させるよう都道府県等に助言すること。</p> <p>② アスベストが使用されている可能性があるエレベーターの昇降路等の建築設備があることを引き続き都道府県等に情報提供するなど、相互に連携して、都道府県等への支援に努めること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 当省が15都道府県に所在する使用実態調査の対象となった389施設(国の建築物75、地方公共団体施設75、学校施設等60、病院45、社会福祉施設等45、民間建築物89)について、これらの施設におけるアスベスト使用についての確認状況をみると、使用実態調査時に都道府県等から照会を受けた所有者等が、増改築された棟を確認していない又は建築物内の一部の部屋のみしか確認していないなど、建築物全体を十分確認せず回答しているものが、学校、病院および民間建築物で計6施設あり。</p> <p>この6施設について、当省が、アスベストの使用状況が確認されてい</p>	<p>(総務省)</p> <p>→①②「アスベスト対策について(依頼)」(平成20年1月22日付け自治行政局自治政策課長事務連絡)で各地方公共団体あてに以下の項目に係る依頼を実施。</p> <p>i) アスベスト使用の有無についての確認を徹底すること。</p> <p>ii) アスベストが使用されている可能性があるエレベーターの昇降路等の建築設備があるので、引き続き対策を講じること。</p> <p>iii) 空調設備の入口に冷暖房を効率的に行うために設置されている全熱交換器の中には、交換器内の熱交換用部品に形成されたアスベストが使用されているものがあり、これが劣化した場合に飛散する可能性があるため、注意が必要であること。</p> <p>また、平成20年1月22日に行われた全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、上記内容を周知。</p> <p>なお、「アスベストの除去状況及び今後の使用実態調査の予定に関する調査について(依頼)」(平成20年2月18日付け総行自第13号自治行政局自治政策課長通知)において、各地方公共団体に、平成20年度及び21年度以降にアスベストの使用実態調査を実施する予定箇所等について公表を前提とした調査を依頼。これは、地方公共団体のア</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>ない棟や部屋を調査したところ、2施設において、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されていることが判明。</p> <p>○ また、389施設のうち、使用実態調査時に建築物内でアスベストが使用されていないと報告されていた施設について、当省が目視や設計図書等により調査した結果、3施設において、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材を使用している箇所が判明。</p> <p>○ 国土交通省は、建築物のエレベーター昇降路内に耐火被覆材としてアスベスト含有建材が使用されている場合があるため、都道府県等に対して、民間建築物調査に当たって留意するよう指示。一方、国の建築物調査、地方公共団体施設調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査においては、都道府県等に対する指示はなし。</p> <p>○ 当省が調査した389施設のうちエレベーターが設置されている建築物は205施設。このうち、エレベーター昇降路内のアスベスト含有建材の使用状況が確認されているものが115施設、56パーセントに止まっている状況。使用状況を確認している115施設のうち4施設においてはエレベーター昇降路内にアスベスト含有吹付けロックウール等が使用されていることが判明。</p>	<p>スベスト対策の促進に資するため、公表を行うことにより、各団体において適切に対応してもらうことが目的。平成20年6月20日に調査結果を公表し、ばく露のおそれのある施設を有する等の団体に対しては、適切な対応を講じるよう要請。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→①② アスベスト使用建築物の実態把握の充実について、以下の措置を実施。</p> <p>i) 都道府県を含む調査対象全機関に対し、「学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果等について」(平成20年1月22日付け19文科施第380号大臣官房文教施設企画部長通知)を通知し、アスベスト使用の有無についての確認の徹底を要請。</p> <p>また、実態把握の際に、エレベーター昇降路の吹き付け材及びアスベスト含有の可能性のある吹き付け材の確認について遺漏のないよう要請。</p> <p>ii) 各種会議において、アスベスト使用建築物の実態把握の充実について周知。</p> <p>①「公立学校施設主管課長会議」(平成20年1月15日)</p> <p>②「国立大学法人施設整備等説明会」(平成20年1月28日)</p> <p>③「都道府県・指定都市教育委員会管理事務主管部課長会議」(平成20年1月31日)</p> <p>文部科学省としては、学校施設等のアスベスト対策について、対策状況等のフォローアップ調査を継続して実施するなど、今後とも安全対策に万全を期していく。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
	<p>(厚生労働省－病院関係)</p> <p>→①② 全国厚生労働関係部局長会議（平成20年1月16日開催）において、勧告要旨を配布し勧告の内容を都道府県担当部局長に周知するとともに、管下の病院管理者への周知及び勧告を踏まえた対応についての指導を要請。</p> <p>また、全国医政関係主管課長会議（平成20年2月25日開催）において、勧告事例等を配布し具体的な勧告内容や対処方法について都道府県担当課長へ周知するとともに、管下の病院管理者への周知、指導や今後の病院におけるアスベスト対策の徹底を要請。</p> <p>さらに、「病院における吹付けアスベスト（石綿）対策の徹底及び使用実態調査の実施について」（平成20年5月1日付け医政発第0501015号厚生労働省医政局長通知）により、1）アスベスト使用の有無についての確認の徹底、2）エレベーターの昇降路に係る実態把握の必要性について、管下の病院管理者に対し周知・指導するとともに、引き続き病院におけるアスベスト対策の徹底について万全を期すよう都道府県知事に対し要請。</p> <p>(厚生労働省－社会福祉施設等関係)</p> <p>→①② 「社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策の徹底について」（平成20年5月9日雇児発第0509001号、社援発第0509001号、障発第0509001号、老発第0509001号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）を都道府県等宛に発出し、勧告内容と勧告に対する対応方針を示し、管内の社会福祉施設等への周知を依頼。</p> <p>(国土交通省－民間建築物関係)</p> <p>→①② 都道府県建築行政担当者会議（平成19年12月19日開催）におい</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
	<p>て、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」(平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知)により、i) アスベスト使用の有無についての確認を建築物の所有者等に徹底すること、ii) エレベーターの昇降路等に係る実態を把握することを都道府県等に対し要請。</p> <p>また、「建築物防災週間における防災対策の推進について」(平成20年2月15日付け国住防第8号国土交通省住宅局長通知)により、アスベスト対策の徹底を都道府県等に対し要請。</p> <p>さらに、建築物の所有者等に対する周知の一助となるよう、パンフレット「建築物のアスベスト対策」を2万部作成し、平成20年4月25日に公表するとともに、都道府県等に配布。</p> <p>(国土交通省一国の建築物関係)</p> <p>→② 国家機関の建築物等への対応として、各省各庁に対し、平成20年2月20日付け国営保第34号「国家機関の建築物等におけるアスベスト含有建材の分析調査等の徹底について」において、エレベーターの昇降路等の建築設備にもアスベストが使用されている可能性があることから、使用実態把握の充実にあたり、これら部位にも留意し、建築物全体の確認に十分努めるよう依頼。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 172 633 204">2 ばく露防止対策等の適切な実施</p> <p data-bbox="165 220 575 252">(1) ばく露防止対策の実施状況</p> <div data-bbox="165 260 1115 751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 268 1104 448">国土交通省は、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その状態等に応じた適切な除去等の措置が速やかに行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="192 464 1104 644">① 除去等の措置の必要性を判断するには、アスベスト粉じん濃度の測定結果のみではなく、劣化状態、使用頻度等を勘案して、総合的に診断することが必要であることを都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。</p> <p data-bbox="226 660 1104 740">また、建築物室内のアスベスト濃度に関する調査を引き続き実施すること。</p> </div> <p data-bbox="165 807 264 839">(説明)</p> <p data-bbox="165 855 1122 1129">○ 事業者等は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第10条に基づき、労働者がアスベストの損傷、劣化等により飛散・ばく露の恐れがあるときは、除去等の措置を講ずることが必要。関係各省では、使用実態調査において、都道府県等又は建築物の所有者等に対して、アスベストの使用が確認された建築物でアスベストが劣化し飛散・ばく露のおそれがあるものについては、除去等の措置を講ずるよう要請。</p> <p data-bbox="165 1193 1122 1374">○ 当省が調査した389施設のうち、アスベストを含有する吹付け材が使用されておりアスベストの劣化等により飛散・ばく露のおそれがあるとみられる施設は36施設。そのうち、15施設では、使用箇所の封じ込めや閉鎖等のばく露防止対策が未実施。</p> <p data-bbox="192 1390 1122 1469">これは、建築物の所有者等が、除去等の工事の要否については、アスベストの劣化状態、アスベスト粉じん濃度、使用頻度等を勘案して総合</p>	<p data-bbox="1146 268 1335 300">(国土交通省)</p> <p data-bbox="1146 316 2092 783">→① 都道府県建築行政担当者会議（平成19年12月19日開催）において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」（平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知）により、(財)日本建築センター「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2006」を参考とし、除去等の措置の必要性の判断に当たっての留意事項を建築物の所有者等に周知することを都道府県等に対し要請。</p> <p data-bbox="1202 799 2092 927">また、建築物室内のアスベスト濃度に関する調査を実施すべく、平成20年度予算において所要の調査費を計上し、調査主体の公募手続に入る予定。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>的に判断することが必要なことを十分理解していないこと等が原因。</p> <p>○ 空気中におけるアスベスト粉じん濃度の基準については、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2によりアスベスト工場等の敷地境界基準（10本/l）が定められているものの、一般の室内環境基準については未設定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>② アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県及び市町村における創設状況を引き続き把握し、アスベスト除去等の促進に効果を挙げている例を収集し、都道府県等に対して情報提供するなどにより、同制度の創設を都道府県等に働きかけること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>○ 国土交通省は、平成18年2月、多数の者が利用する建築物のアスベスト除去等を推進することを目的として、アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度を創設。同事業は、地方公共団体が民間事業者等に対して、アスベスト含有の有無についての調査及びアスベスト除去等に要する費用を補助する場合、国が地方公共団体に対して、費用の1/3を補助するもの。</p> <p>○ 同事業は、地方公共団体に対する国の間接補助であるため、都道府県又は市町村が同事業に基づく補助制度を創設することが前提。しかし、地方公共団体における創設状況をみると、平成19年9月現在、47都道府県のうち創設済みが18都道府県（38%）、17政令市のうち創設済みが13政令市（76%）、1,813市町村のうち創設済みが122市町村（7%）にとどまっている。</p>	<p>（国土交通省）</p> <p>→② 都道府県建築行政担当者会議（平成19年12月19日開催）において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」（平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知）により、優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）等をより一層活用することを都道府県等に対し要請。</p> <p>また、建築物の所有者等に対する周知の一助となるよう、アスベスト改修型優良建築物等整備事業の補助制度の紹介を含むパンフレット「建築物のアスベスト対策」を2万部作成し、平成20年4月25日に公表するとともに、都道府県等に配布。</p> <p>さらに、平成20年4月1日付けで市街地再開発事業等補助要領を改正し、優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）における補助金交付申請手続について、物件数と概算額を示した地方公共団体の計画をもって包括的に交付申請・交付決定し、額の確定時に物件ごとの内容を確認するよう手続きの合理化を実施。</p> <p>加えて、平成19年12月14日付け国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室課長補佐、市街地建築課課長補佐連名事務連絡により</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 751 631 783">(2) 吹付けアスベスト等の管理状況</p> <div data-bbox="165 794 1115 1294" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 802 1104 975">総務省、厚生労働省及び国土交通省は、相互に連携して、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その適切な管理が図られるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="192 994 1104 1121">① 総務省及び国土交通省は、定期的観察の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知するとともにその具体的な実施方法を提示すること。</p> <p data-bbox="192 1141 1104 1268">② 厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。</p> </div> <p data-bbox="165 1305 264 1337">(説明)</p> <p data-bbox="165 1353 1115 1433">○ 国土交通省（国の建築物関係）、文部科学省及び厚生労働省は、国の建築物調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査の実施</p>	<p data-bbox="1205 172 2087 496">アスベスト対策に係る行政による是正指導等の状況及び補助制度活用状況の調査を実施し、都道府県、市町村における補助制度の創設状況を把握するとともに、当該調査の結果を踏まえて、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」(平成20年6月9日付け建築物防災対策室課長補佐、市街地建築課課長補佐連名事務連絡)により、アスベスト除去等の促進に効果を挙げている事例について都道府県等に対して情報提供を実施。</p> <p data-bbox="1205 515 2087 687">こうした地方公共団体への要請等により、地方公共団体における補助制度の創設状況は、平成20年4月1日見込みで都道府県18団体(平成19年9月時点18団体)、政令指定都市15団体(同13団体)、市区町村150団体(同122団体)、計183団体(同153団体)。</p> <p data-bbox="1160 802 1272 834">(総務省)</p> <p data-bbox="1144 850 2087 1074">→① 「アスベスト対策について(依頼)」(平成20年1月22日付け自治行政局自治政策課長事務連絡)で、各地方公共団体あてに吹付けアスベストの定期的観察を引き続き実施することを依頼するとともに、同日に行われた全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、その周知を実施。</p> <p data-bbox="1160 1137 1339 1169">(国土交通省)</p> <p data-bbox="1144 1185 2087 1457">→①② 都道府県建築行政担当者会議(平成19年12月19日開催)において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」(平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知)</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>に当たって、各府省や都道府県等に対して、建築物に使用されている吹付アスベスト等の状態が安定し、当面、飛散・ばく露のおそれがなく、除去等の措置を実施する必要がない場合であっても、将来劣化するおそれがあるため、その状態を定期的に観察するよう要請（国の建築物調査では、露出している部分について3か月に1回程度目視等による点検を実施するなどを例示）。総務省、国土交通省（民間建築物関係）は、地方公共団体施設及び民間建築物調査において、都道府県等に対し定期的観察の実施について指示はなし。</p> <p>○ 当省が調査した地方公共団体施設調査及び民間建築物調査の対象となった164施設のうち、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用され、未だ除去等の措置を実施していないものが72施設。このうち、当面飛散・ばく露のおそれがないとみられる51施設のうち定期的観察を実施していないものが4施設あり。</p> <p>○ 国土交通省（国の建築物関係）及び文部科学省は、国の建築物調査及び学校施設等調査の実施に当たって、各府省や都道府県等に対して、使用実態調査結果等については、建築物の改修・解体工事を実施する際に有用であることから、建築物の所有者等に適切な保存を指導するよう要請。総務省、厚生労働省及び国土交通省（民間建築物関係）は、地方公共団体施設調査、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査において、都道府県等に対し、建築物の所有者等に使用実態調査結果等の適切な保存を指導するよう要請はなし。</p> <p>○ 当省が地方公共団体施設調査、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査の対象となった254施設について、使用実態調査結果等の保存状況を調査した結果、病院、社会福祉施設等及び民間建築物におい</p>	<p>により、i) 建築基準法に基づく定期報告制度を活用し、建築物の所有者等に対し吹付けアスベストの状況等について定期的に観察すること、ii) 実態調査結果を保存することを建築物の所有者等に周知するよう都道府県等に対し要請。</p> <p>（厚生労働省－病院関係）</p> <p>→② 全国厚生労働関係部局長会議（平成20年1月16日開催）において、勧告要旨を配布し勧告の内容を都道府県担当部局長に周知するとともに、管下の病院管理者への周知及び勧告を踏まえた対応についての指導を要請。</p> <p>また、全国医政関係主管課長会議（平成20年2月25日開催）において、勧告事例等を配布し具体的な勧告内容や対処方法について都道府県担当課長へ周知するとともに、管下の病院管理者への周知、指導や今後の病院におけるアスベスト対策の徹底を要請。</p> <p>さらに、「病院における吹付けアスベスト（石綿）対策の徹底及び使用実態調査の実施について」（平成20年5月1日付け医政発第0501015号厚生労働省医政局長通知）により、使用実態調査結果、設計図書及び工事記録等アスベスト関連書類の適切な保存について、管下の病院管理者に対し周知・指導するとともに、引き続き病院におけるアスベスト対策の徹底について万全を期すよう都道府県知事に対し要請。</p> <p>（厚生労働省－社会福祉施設等関係）</p> <p>→② 社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策の徹底について」（平成20年5月9日付け雇児発第0509001号、社援発第0509001号、障発第0509001号、老発第0509001号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）を都道</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="197 172 734 204">て12施設で使用実態調査結果等を未保存。</p> <p data-bbox="168 320 750 352">3 届出情報および使用実態調査結果の活用</p> <div data-bbox="168 360 1115 651" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="197 368 1104 496">厚生労働省及び国土交通省は、アスベスト使用建築物のばく露防止措置の徹底を図る観点から、アスベスト使用建築物に係る情報を的確に把握するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="197 512 1104 643">① 厚生労働省は、都道府県労働局に対し、建設リサイクル法に基づくアスベスト使用建築物の解体作業に関する届出情報の入手を徹底させること。</p> </div> <p data-bbox="181 659 264 691">(説明)</p> <p data-bbox="168 707 1122 978">○ 厚生労働省は、平成17年7月、都道府県労働局に対して、アスベストのばく露防止措置の履行確保を的確に行うためには、労働安全衛生法に基づく作業届等の対象となる作業現場を確実に把握することが不可欠であることから、建築物の解体時に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）等に基づく届出が行われる都道府県等との連携を密にするよう指示。</p> <p data-bbox="168 1042 1122 1169">○ 当省が8労働局16労働基準監督署を調査した結果、5労働局10労働基準監督署では、都道府県等から建設リサイクル法に基づく届出情報を未入手。</p> <div data-bbox="168 1233 1115 1401" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="219 1241 1104 1369">② 国土交通省は、都道府県等に対し、都道府県労働局から民間建築物調査の結果について提供依頼があった場合には、その提供について協力するよう改めて要請すること。</p> </div> <p data-bbox="181 1409 264 1441">(説明)</p>	<p data-bbox="1205 172 2089 252">府県等宛に発出し、勧告内容と勧告に対する対応方針を示し、管内の社会福祉施設等への周知を依頼。</p> <p data-bbox="1160 368 1339 400">(厚生労働省)</p> <p data-bbox="1144 416 2089 687">→① 「関係行政機関との連携等による石綿ばく露防止対策の一層の推進について」(平成20年2月12日付け基発第0212009号労働基準局長通知)により、都道府県労働局長に対し、建設リサイクル法に基づく届出情報の入手について、その徹底を図るよう指示。また、本件に関し、平成20年2月21日に開催された全国安全衛生主務課長会議において指示。</p> <p data-bbox="1160 1233 1339 1265">(国土交通省)</p> <p data-bbox="1144 1281 2089 1457">→② 都道府県建築行政担当者会議（平成19年12月19日開催）において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」(平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 国土交通省は、平成17年8月、都道府県等に対し、民間建築物の使用実態調査結果について、都道府県労働局とも情報の共有を図るなど連携に努めるよう要請。また、厚生労働省は、都道府県労働局に対し、都道府県と連携して民間建築物超の情報を入手し、ばく露防止措置が十分でない事業者に対して監督指導等を実施するよう指示。</p> <p>○ 当省が8労働局を調査した結果、1労働局では、都道府県等から民間建築物調査の結果を未入手。当該都道府県等が労働局に対する調査結果の提供に協力していないことが原因。</p> <p>4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境省は、廃石綿等の適正な処理の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 廃棄物処理法等の改正によって規制が強化された事項を盛り込んだ立入検査表の案を作成し都道府県等に提示するなどにより、都道府県等に対し、実効性のある立入検査を行うよう要請すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ アスベストを含む廃棄物のうち、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物で、飛散するおそれがあるもの(以下「廃石綿等」という。)は、一般の廃棄物と比べ特別の管理が必要。このため、平成3年10月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の改正により、廃石綿等を「特別管理産業廃棄物」に指定し、廃石綿等の排出事業者に次のような措置を義務づけ。</p>	<p>国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知)により、都道府県労働局から実態調査結果について情報提供依頼があった場合は協力するよう都道府県等に対し要請。</p> <p>(環境省)</p> <p>→① 「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について(通知)」(平成20年5月16日付け環廃産発第080516001号産業廃棄物課長通知)(以下「立入検査通知」という。)を発出し、廃棄物処理法における規制強化事項を盛り込んだ立入検査票を提示するとともに、実効性のある立入検査を行う上での留意事項等を都道府県及び政令市(以下「都道府県等」という。)に対し周知。</p>

勧告要旨		関係省が講じた改善措置状況										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業場の管理体制</td> <td>特別管理産業廃棄物管理責任者の設置</td> </tr> <tr> <td>帳簿の備付け</td> <td>廃石綿等の処理に係る帳簿の備付け（処理委託年月日、受託者の氏名・住所・許可番号、委託量等を記載）</td> </tr> <tr> <td>事前の文書通知</td> <td>廃石綿等の処理を委託しようとする者に対し、その種類、数量、形状等を事前に文書にて通知</td> </tr> <tr> <td>廃石綿等の飛散防止</td> <td>廃石綿等が運搬されるまでの間、耐水性の材料で二重梱包し保管するなど飛散防止措置が必要</td> </tr> </tbody> </table>		事項	措置内容	事業場の管理体制	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	帳簿の備付け	廃石綿等の処理に係る帳簿の備付け（処理委託年月日、受託者の氏名・住所・許可番号、委託量等を記載）	事前の文書通知	廃石綿等の処理を委託しようとする者に対し、その種類、数量、形状等を事前に文書にて通知	廃石綿等の飛散防止	廃石綿等が運搬されるまでの間、耐水性の材料で二重梱包し保管するなど飛散防止措置が必要	
事項	措置内容											
事業場の管理体制	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置											
帳簿の備付け	廃石綿等の処理に係る帳簿の備付け（処理委託年月日、受託者の氏名・住所・許可番号、委託量等を記載）											
事前の文書通知	廃石綿等の処理を委託しようとする者に対し、その種類、数量、形状等を事前に文書にて通知											
廃石綿等の飛散防止	廃石綿等が運搬されるまでの間、耐水性の材料で二重梱包し保管するなど飛散防止措置が必要											
<p>○ 環境省は、平成2年10月、都道府県等に対し、産業廃棄物に対する立入検査時の検査項目を盛り込んだ立入検査表案を提示し、立入検査表の作成と同表に基づいた検査の実施を要請。一方、上記の廃石綿等の排出事業者について規制が強化された事項を立入検査表案に盛り込み、再度、都道府県等に提示するなどの措置は未実施。</p> <p>○ 当省が17県市における廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査表の作成状況を調査した結果、3県市で未作成。また、作成していた14県市のうち13県市においては、上記の規制が強化された事項の全て又はいずれかの項目が欠落している状況。</p>												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 廃石綿等の排出事業者に対する廃棄物処理法等の遵守事項の周知の徹底について、都道府県等に対して必要な助言を行うこと。</p> </div>												
<p>(説明)</p> <p>○ 環境省は、平成17年7月、都道府県等に対し、廃石綿等の排出事業</p>		<p>(環境省)</p> <p>→② 平成19年12月27日付け事務連絡にて、勧告の内容を都道府県等に周知した。また、平成20年1月21日に開催した「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」において、勧告の内容を再度周知し、勧告の趣旨を踏まえ、石綿廃棄物対策に万全を期すよう依</p>										

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>者及び処理業者に対して重点的に立入検査を行うこと等により、廃棄物の適正処理が確保されるよう指導の強化等に努めるよう要請。</p> <p>○ 当省が17県市における38の廃石綿等の排出事業者について、廃棄物処理法等上記の規制が強化された事項の遵守状況を調査した結果、帳簿が未整備のもの6事業者、処理委託業者に対し事前の文書通知を行っていないもの6事業者あり。</p>	<p>頼。</p> <p>さらに、立入検査通知において、都道府県等に対し、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等を廃棄物処理法に沿って適正に行うために必要な具体的遵守事項を取りまとめた「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に則し、排出事業者に指導等を徹底するよう依頼。</p> <p>今後も必要に応じ、都道府県等に対して技術的な助言を図っていく所存。</p>